

平成23年度河川水質調査結果報告

河川は、環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護と生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準が定められています。そこで、村は年2回、谷太郎川、小鮎川、金翅川の3河川（5カ所）を定点として、基本的な水質項目の検査を実施しています。

今回の調査では、金翅川で大腸菌群数の数値が、環境基準値を大幅に上回る調査結果が出たため、緊急に、追加での水質分析調査も実施しました。調査結果は、次のとおりですが、大腸菌群数の数値が多くなる理由は、河川の水量、鳥獣のふん尿、流域の生活雑排水などさまざまな影響が考えられます。追加調査では、原因の特定には至りませんでした。引き続き水質分析結果の動向を注視していきます。

河川水質分析調査 ①平成23年9月12日、②平成24年1月23日

調査項目		調査地点					基準値 (目標値)
		谷太郎	小鮎川		金翅川		
		水の尻沢 橋(下流)	原下 地区	片原橋 (下流)	寺鐘橋 (下流)	御門橋 (上流)	
水素イオン (PH) 基本的な性質であるアルカリ性と酸性を表す。PH7が中性で、それより数値が大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。	①	7.7	7.7	7.8	7.9	7.8	6.5以上 8.5以下
	②	7.6	7.8	7.8	7.8	7.7	
生物化学的酸素要求量 (BOD) 水のきれいさを示す代表的数値。汚染物質(有機物質)が河川水の微生物によって分解されるときに消費する酸素量を表す。	①	0.2	0.4	0.2	0.3	2.3	2mg/ℓ 以下
	②	0.4	0.5	0.4	1.2	6.8	
浮遊物質 (SS) 粒径2ミリ未満の水に溶けない懸濁性物質の質量を表す。数値が高いほど濁っている。	①	2	2	3	3	2	25mg/ℓ 以下
	②	<1	<1	1	2	2	
溶存酸素量 (DO) 水に溶けている酸素量を表す。汚染源となる有機物が増えると分解するために酸素が消費され減少する。	①	9.2	9.4	9.3	8.6	9.0	7.5mg/ℓ 以上
	②	12.1	12.2	12.3	12.2	8.7	
大腸菌群数 (BGLB法) 大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数を表す。大腸菌群には、土壌や植物など自然界に由来する菌種も多く含まれ、そのほとんどが人体に影響はないが、水の汚濁、特に人畜の排泄物による汚れを知る尺度として用いられる。	①	1,300	3,300	4,900	13,000	54,000	1,000MNP/ 100ml以下
	②	23	170	170	2,200	13,000	

※記号「<」は、定量下限値未満である事をあらわします。

※村内の谷太郎川、小鮎川、金翅川では環境基準が定められていないため、相模川中流（相模大橋付近）の水域類型Aを目標値としています。

緊急河川水質分析調査 金翅川 平成24年2月21日

調査項目	調査地点 観音沢 (調査地No.1)	観音沢 (調査地No.2)	大月ノ沢 (調査地No.3)	備考
大腸菌群数 (BGLB法)	220	2	220	基準値以下